お知らせ

入札・契約制度の改正について

令和2年4月より改正します。

1. 概要

- ①現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和措置の改正
 - ・ 常駐を要しない期間について、「工事完成後」以後を「工事完成後、検査が終了し た後」に変更
 - ・ 兼務を認める工事について、市発注工事で、「ふじみ野市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」により主任技術者の兼務が認められた工事を追加

【URL: https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keiyaku_homuka/keiyaku_kensagakari/1123.html】

- ②建設工事における技術者の専任に係る取扱いの改正
 - ・ 専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事対象の追加及び工事間の距離を 変更

【URL: https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keiyaku_homuka/keiyaku_kensagakari/1122.html】

- ③「入札及び工事の施工時等における注意事項」の改正
 - ・ 社会保険への加入等の徹底、一括下請負の禁止、施工体制台帳の提出、ダンプトラック等による過積載の防止、ディーゼル車規制適合車両の使用、不正軽油使用禁止、技術者及び現場代理人の適正な配置など

【URL: https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keiyaku_homuka/keiyaku_kensagakari/2211.html】

- ④一般競争入札における資格審査時提出書類の改正
 - ・ 配置予定技術者の非専任確認のため、建設業許可申請書(表紙)及び様式第八号 (専任技術者証明書)又は別紙四(専任技術者一覧表)の写しを追加
- ⑤工事受注者の提出書類の改正
 - 経歴書(様式第5号)の改正、書類提出者を現場代理人に変更(一部)など

【URL: https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keiyaku_homuka/keiyaku_kensagakari/2207.html】

2. 改正日 令和2年4月1日